

「地域共生支援アプリ」を活用した地域共生社会の実現に向けた包括連携協定

天理市（以下「甲」という。）と医療法人 健和会（以下「乙」という。）と社団法人セーフティネットリンクージ（以下「丙」という。）は、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第一条 この協定は、丙が提供する I C T（情報通信技術）を活用し、甲、乙及び丙が相互に連携しながら、認知症高齢者、障がい者及び子ども等で行方不明になった者や外出中に急病・事故等で緊急連絡を必要とする者について、その生命及び身体の安全確保のための早期発見・連絡と保護及びその家族の支援を行うことを目的とした地域主体・多世代で見守り合うことができる「みまもりあいプロジェクト」を通して、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進し、住民が丸ごと支え合い安心して暮らせる地域づくり、誰ひとり取り残さない地域づくりに向けた事業等を実施することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第二条 甲、乙及び丙は、地域共生社会の実現に向けて次の事項を行うものとする。

- (1) 甲及び乙は、丙が実施する「みまもりあいプロジェクト」について、「検索支援アプリ（みまもりあいアプリ）」及び「緊急連絡ステッカー」を、情報インフラとして普及啓発するものとする。また、関係者、協力者及び利用者の意見を丙が傾聴できるように努めるものとする。
- (2) 甲、乙及び丙は、I C Tを活用した天理市における支え合い活動の促進に関して連携し協力するものとする。
- (3) 丙は、前2号の実施にあたって甲及び乙に対し必要な助言・情報提供及び実証実験等を行うものとし、「みまもりあいプロジェクト」の円滑な運営に努めるとともに、より効果的なサービス内容となるよう、甲及び乙の意見を考慮し「みまもりあいプロジェクト」の改善に努めるものとする。
- (4) その他甲、乙及び丙が協議して前条の目的を達成するために必要となる事項について相互に連携し協力するものとする。
- (5) 丙は、「みまもりあいアプリ」のダウンロード状況等を甲及び乙に対し、別途報告内容を協議して、合意内容に沿った報告をするものとする。

（具体的取組の内容及び実施方法）

第三条 前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は、定期的に具体的な取組内容及び実施方法等に関して協議を行うものとする。

（有効期間）

第四条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月末日までとする。  
2 前項の期間の満了日の3か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも特段の申出がない場合は、有効期間を1年更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第五条 甲、乙及び丙は、この協定により知り得た個人情報について、第一条に定める目的以外に使用し、又はみだりに他人に知らせてはならない。この協定を解除した後においても同様とする。

（協定の見直し）

第六条 甲、乙又は丙のいずれかからこの協定書の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（協定の解除）

第七条 丙は、「みまもりあいプロジェクト」の提供が困難になったとき及び第二条各号に規定する役割を果たせなくなったときは、その旨を文章で甲及び乙に提出することにより、この協定を解除することができる。

2 甲及び乙は、丙が本協定に基づく事業に協力するにあたり、この協定に違反したとき又は丙が当該事業に協力するに当たり不適当な事由があると認めるときは、丙に対して通告することにより、この協定を解除することができる。

（疑義の決定等）

第八条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 3 年 9 月 7 日

奈良県天理市川原城町 605 番地

甲 天理市

市長

玉 沢 健

奈良県天理市中之庄町 470

乙 医療法人 健和会

理事長

铁 村 信 治

北海道札幌市南区北ノ沢 1-11-41

丙 社団法人 セーフティネットリンクージ

代表理事

高 原 達 也